

「オンライン利用者登録セット」は、
次の方にお使いいただけます。

- ・ 今まで青森県立図書館の利用者カードを作ったことがない方（初めて利用する方は、新規登録が必要です）
- ・ 持っている利用者カードが緑色や黄色の方（利用者カードに有効期限がある古いカードなので、改めて登録が必要です）
- ・ 利用者カードを作った後、氏名の変更があった方（氏名欄を書き直すので、新しいカードが必要です）
- ・ 利用者カードをなくしてしまった方（カードを再発行する必要があります）



オンライン 利用者登録 のご案内 (マニュアル)

次の方は「オンライン利用者登録セット」
をお持ちになる必要はありません。

- ・ 青森県立図書館の利用者カードをすでにお持ちの方（重複登録はできません）
- ・ 利用者カードが期限切れ、または期限切れ間近で、更新登録が必要な方（更新登録では、お手持ちのカードをそのまま使用します）
- ・ 氏名以外の登録内容に変更があった方（氏名以外の内容変更では、お手持ちのカードをそのまま使用します）
- ・ 住所、勤務先又は学校、帰省先のいずれも、青森県内にない方（利用者登録をお受けできません）



青森県立図書館

ウェブサイトのご案内

青森県立図書館ホームページ
<https://www.plib.pref.aomori.lg.jp/>



[青森県立図書館] 利用案内
<https://www.plib.pref.aomori.lg.jp/user-guide/>



[青森県立図書館] オンライン貸出サービス
<https://www.plib.pref.aomori.lg.jp/user-guide/service/cant-visit/online/>



青森県電子申請・届出システム
https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_initDisplay



いまココ!

1

県内の図書館・公民館等に設置・配布している「オンライン利用者登録セット」を入手します。

透明の封筒に、このマニュアルと利用者カード（無記名）が入っています。



青森県立図書館の利用者カードを作しましょう

- ・利用者カードを作るために、青森県立図書館まで行く必要がありません。
- ・利用者カードを受け取るための、返信用封筒が必要ありません。
- ・電子申請のために、インターネット通信回線と、受信可能なメールアドレスが必要です。
- ・携帯電話やデジタルカメラで、お手持ちの書類を写真撮影する必要があります。

2

登録セットに含まれている利用者カードに、お名前を書いてください。



細字の油性ペンがおすすめです。

Q&A

Q：名前は漢字で書かないといけない？
A：カタカナ・ひらがなでも結構です。

Q：画像添付で気を付けることは？
A：健康保険証の画像を添付するときは、「記号・番号・保険者番号」の部分隠して撮影するか、添付する前にスタンプ等で消してもらう必要があります。

Q：受理メールが届くまで何日かかる？
A：当日～3日程度かかります。

3

パソコンや携帯電話から「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、新規登録の申請をします。手続き名「図書館」で検索してください。



青森県電子申請では、「利用者カード」の画像と、「氏名・住所の確認書類」の画像を添付します。

4

受理メールが届いたら登録完了です。利用者カードが使えるようになります。



新規登録の際に、「オンライン貸出サービス」を一緒に申し込んでいれば図書館に来館することなく貸出サービスの利用が始められます。